

| | |
|---------------------------------------|---|
| 意見提出者 | 個人 |
| 1. 項目 | DNSSEC 普及停滞の打破 |
| 2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況 | <p>ガンブラーよりはるかに恐ろしいインターネット上の脅威である DNS キャッシュポイズニングについて、一般法人への周知・啓蒙と普及が進んでいない。放置すれば、金融機関等のメール・ウェブが全て虚偽サイトにのっとられ、重大なフィッシング被害などが出かねない。</p> <p>対応策とされる DNSSEC は信頼の連鎖という概念を持ち、プロバイダとドメイン名の持ち主が次々と対応していかなければ、信頼の連鎖が完成せず、効力を発揮しない。技術があっても普及しなければ効果がないという典型例であるため、普及を妨げる最大の理由は規制ではなく不作為である。</p> |
| 3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | <p>個人情報保護法（企業向け、役所向けとも）に規定がないこと。ガンブラーと異なり、DNS キャッシュポイズニングの対策をしても、セキュリティ会社が儲かるわけではないこと。</p> |
| 4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>(1) 個人情報保護法に、対応 TLD を用いたインターネットサービスを行っているドメイン名やサーバ類の DNSSEC 対応義務を追加。 DNSSEC 対応 TLD 利用の推奨（義務ではない）。</p> <p>(2) 中国等、意図的に DNS キャッシュポイズニングを用いてインターネット検閲をしている国があり、プロバイダが名前解決情報を中継すると、国外のユーザまで中国国内相当の検閲にかかってしまう。プロバイダに DNSSEC 対応の努力義務を省令等で通達。検閲の禁止なら根拠法はいくらでもあるはず。</p> |